

まんのう町社会福祉協議会公用車貸出事業概要

○事業の目的

地域の福祉団体が実施する活動に、自力で移動が困難な方が参加するための移動手段として当該団体に公用車貸し出し、外出支援や社会参加を促進し、住民活動の活性化と地域福祉の向上を図ることを目的としています。

○事業の開始日及び利用時間

令和7年6月2日から開始 利用時間は平日の8時30分～17時

○利用条件

貸し出しは、琴南・満濃・仲南地域福祉推進委員会又は社協各支部の活動に利用する場合のみとし、運行可能区域はまんのう町内に限ります。

○運転者・利用者

運転者は当該団体所属の会員、利用者は町内居住者で、両者ともに事前に登録と利用に関する誓約書の提出が必要です。

○利用料

一人当たり片道100円を利用者にご負担頂きます。

○貸出車両

ワゴンタイプの軽自動車1台

